

平成 2 7 年 6 月 2 6 日

第 3 3 回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩 竈 市 議 会 事 務 局

第28回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

平成27年6月26日（水曜日）午前8時30分開会

---

出席委員（16名）

委員長 志賀勝利君

副委員長 鎌田礼二君

委員 浅野敏江君

嶺岸淳一君

香取嗣雄君

西村勝男君

志子田吉晃君

佐藤英治君

伊勢由典君

小野幸男君

田中徳寿君

阿部かほる君

菊地進君

伊藤栄一君

小野絹子君

曾我ミヨ君

---

欠席委員（1名）

高橋卓也君

---

説明のため出席した職員（なし）

---

事務局出席職員氏名

事務局 局長 安藤英治君 議事調査係長 鈴木忠一君

議事調査係主事 片山太郎君

---

会議に付した事件

1. 証人喚問の日程変更に係る取扱いについて

午後3時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、高橋卓也委員1名であります。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は電源を切るようお願いいたします。

また、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

これより議事に入ります。

それでは、証人喚問の日程変更に係る取扱いの件を議題といたします。

去る6月24日水曜日開催されました東日本大震災復旧・復興調査特別委員会において、地方自治法第100条第1項に係る4件の付議事件について調査を行うため、来る平成27年7月1日水曜日午前9時より、元塩竈市災害復旧連絡協議会 外部監査人 税理士法人 阿部会計事務所 代表社員 阿部喜和君及び元塩竈市災害復旧連絡協議会 外部監査人 税理士法人 阿部会計事務所 松田和明君の2名を証人として出頭を求めることについて議決し、証人出頭請求書を送付いたしました。

その後、平成27年6月25日木曜日付で同証人2名より、お手元にご配付しております資料のとおり、証人喚問を求めた7月1日水曜日については業務の都合上出頭が困難であり、7月9日木曜日であれば確実に出頭可能である旨の届出書を持参されました。

この件につきまして各委員からのご発言があればお願いいたします。

暫時休憩します。

午後3時02分 休憩

---

午後3時30分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご発言はありませんか。伊勢委員。

○伊勢委員 改めて100条委員会の要綱の概要を見せていただいたんですが、先ほどの阿部会計事務所から来たものの中身を見ますと、半ば公務に近いものと。まさかお客様に対しての仕事を拒否するというわけにはいきませんので、やはりそこは斟酌して、先ほど菊地委員のほうからもございましたし、そういうことも含めて、変更できない公務ということでの判断で私は正当な理由が成り立っているのではないかと。

したがって、先ほど手紙ですか、請求についての議長宛ての7月9日というのをそのままの日時で、その変更で証人喚問していただければいいんじゃないかというふうに思うところです。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 私も9日にすべきじゃないかなと思っています。

というのは、まるっきり証人になられる方が出頭しないというのであれば肅々と1日の日にして、それなりの手続をすべきだと思います。しかしながら、例えば1日で決めてしまって、こういった、9日に出すよというふうな文書で来ているものに対してそれはもう全然だめだと。1日と決めたから1日だよとやって、先ほども申しましたとおり、来なければ告発になると思うんですよ。1日でやれば。そうしたら、告発をしますよとなった場合、警察で受理するかどうかはわかりませんが、そうなった場合、裁判になっていけば、何ですかと。こういう文書を9日に出了ましたよというふうになれば、議会側として告発した側としてはかなり不利になるのではないかなというのが弁護士等の考えもありますので、そういった観点から、ですから、もし9日を認めないというのであれば、そういったことまで考えて行動していただければいいかなと思っています。

私は、9日にしてもらえばいいかなと思っていますし、万が一告発となった場合は、そのときでてんまつ、責任は皆さんが考えればいいのかと思います。以上です。

○志賀委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 証人に対する証人喚問に対しての出頭につきましては、本来的にはやっぱり社会的な、あるいはまた企業的な人材なので、ある意味ではお互いに日程を調整しながら出頭要請というのは僕はあるべきだと思います。

今回、7月1日来られないという内容でありますけれども、それは尊重したほうがいいと思います。以上です。

○志賀委員長 あとありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 では、お諮りいたします。証人喚問の日程変更について、これに正当な理由があるものであると認め、地方自治法第100条第1項に係る4件の付議事件について調査を行うため、来る平成27年7月9日木曜日午前9時より、元塩竈市災害復旧連絡協議会 外部監査人 税理士法人 阿部会計事務所 代表社員 阿部喜和君を証人として出頭を求め、お手元にご

配付の尋問事項について証人尋問を行うことについて賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 賛成多数であります。よって、証人喚問の日程変更については可決いたしました。

次にお諮りいたします。証人喚問の日程変更については、地方自治法第100条第1項に係る4件の付議事件について調査を行うため、来る平成27年7月9日午前9時により元塩竈災害復旧連絡協議会 外部監査人 税理士法人 阿部会計事務所 松田和明君を証人として出頭を求め、お手元にご配付の尋問事項について証人尋問を行うことについて賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 賛成多数であります。よって、証人喚問の日程変更については可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時35分 休憩

---

午後3時37分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付いたしました平成27年7月9日の証人喚問の実施要綱について、資料のとおり変更したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 ご異議なしと認め、さよう決します。

以上で本日の会議は終了します。ご苦労さまでした。

午後3時38分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志賀勝利